

令和 3 年 度

事 業 計 画 書

社会福祉法人むつ市社会福祉協議会

社会福祉法人むつ市社会福祉協議会
令和3年度事業計画書

【基本方針】

人口減少、少子化、高齢社会の進展に伴い、価値観や生活スタイルも多様化し、家族の在り方や働き方も変わり、地域における福祉ニーズや福祉課題も、子どもの貧困、ひきこもり、認知症対策、ダブルケア、8050問題等、これまでになく多様化し、複合的になっています。

現在、国の施策に基づき、子ども、高齢者、障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、住民が主体的に地域課題を把握して解決していく体制づくり、多種多様な専門機関が縦割りではなく包括的に協働できるような相談支援体制の構築が進められています。

こうした社会の変化と新たな要請に responding いくため、当協議会では「第3次むつ市地域福祉活動計画」に基づき、これまで積み重ねてきた事業成果を基礎に引き続き地域福祉を取り巻く状況を捉え、地域福祉の中核的役割を果たすべく努力して参ります。

誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくことができるよう、サロン活動、各種交流会などの自主事業や、「生活支援体制整備事業」、「むつ市外出支援サービス事業」、「ひきこもり対策支援事業」等の受託事業、青森県内の社会福祉法人が連携して社会貢献活動を行う「青森しあわせネットワーク」の実施等各種事業を積極的に推進するとともに、市民が抱える生活課題の解決に向けて関係機関等との協働に努めて参ります。

介護事業については、サービスの質の向上を図るための研修体制を強化するとともに、創意工夫を重ね円滑に事業を推進し、安定した経営を目指して参ります。

保育事業については、安定的な施設運営を図るため、地域に密着した特色のある活動や積極的な広報活動、保育サービスの充実に努め、安定した経営に努めて参ります。

本年度においても、市民の皆様から信頼され、期待に応えられる社会福祉協議会となるよう努力して参ります。

【基本理念】

わたしがつくる みんなでつくる 住みよいまち むつ

【基本目標】

1. みんなが参加できる地域福祉の推進
2. 安心して生活を送ることができる仕組みづくり

【活動計画】※（ ）内は財源区分

1. 広報活動の推進

(1) 広報事業等の充実

ア 社協だよりの発行・ホームページの運営（共募助成・一般）

毎戸配布で広報紙を発行するほか、ホームページにより随時必要な情報提供に努める。

切 社協だよりの発行 2回（7月、1月） 23,000部／回

若 支所だよりの発行 各1回

麗 ホームページの更新 随時

イ 第61回むつ市社会福祉大会の開催（地域社協助成・一般）

社会福祉に功績のあった方々を表彰するとともに、福祉の担い手に対する支援と市民への啓発を通じ、地域福祉の推進を図る目的で開催する。

・実施期間 11月

・会場 むつグランドホテル（予定）

2. 地域福祉活動の推進

(1) 地域福祉事業の充実

ア ふれあい福祉バザールの開催

市民への福祉に対する理解と協力を求めるため、福祉施設や福祉団体等の手作り作品の展示及び即売を行う。

・実施期間 毎月第3火曜日（12月除く、8月は第4火曜日）

・会場 マエダ本店

イ 地域福祉懇談会の開催（一般）

地域における福祉ニーズの把握と地域住民に対する社会福祉協議会への理解を深めるとともに、情報交換等により住民主体の福祉活動活性化を図るため開催する。

・実施期間 6月、7月

・会場 4か所（田名部地区、北通地区、南通地区、大畑地区）

ウ ふれあい広場事業（共募助成）

大畑地区の各福祉団体がレクリエーション等を通じてふれあい、相互の理解と親睦を深めるためスポーツ大会を開催する。

・実施期間 11月

・会場 むつ市大畑体育館

エ 世代間ふれあい交流会開催事業（共募助成）

大畑小学校なかよし会利用者と地域住民が、レクリエーション等を楽しみながら世代間のふれあい、親睦を図るために開催する。

・実施期間 7月

・会場 むつ市大畑体育館

オ 助成事業（共募助成）

- 市内の各福祉団体等の活動を支援する。
- ・通 年
- カ 福祉ニーズの発掘と新規事業の開発
- 市民の様々な生活課題や福祉ニーズを把握し、これらを解決していくための仕組み（事業）を企画・検討する。
- ・通 年
- (2) 高齢者福祉事業の充実
- ア 高齢者ふれあい事業（共募助成・一般）
- 川内地区の一人暮らし高齢者を対象に、レクリエーション等を通じて参加者相互の交流と親睦を図るため開催する。
- ・実施期間 7月、12月
 - ・会 場 ふれあい温泉川内（予定）
- イ ふれあい昼食会の開催（共募助成）
- 脇野沢地区で一人暮らし高齢者及びこれに準ずる方を対象に、孤独感の解消、ひきこもりの防止及び温泉入浴による心身のリフレッシュを図るため開催する。
- ・実施期間 6月、11月
 - ・会 場 スパウッド観光ホテル（予定）
- ウ いきいき交流会開催事業（共募助成）
- 脇野沢地区で65歳以上の介護保険サービスを利用していない方を対象にレクリエーション等を通じて参加者の親睦を図るため開催する。
- ・実施期間 毎月第2水曜日（6月、11月除く）
 - ・会 場 むつ市脇野沢地域交流センター（予定）
- エ ふれあいバスの旅開催事業（共募助成・県社協助成・一般）
- 高齢者を対象に、バスによる日帰り旅行を通じて、参加者相互の親睦を深め、孤立感の緩和と住民同士の支え合いに寄与することを目的に開催する。
- ・実施期間 11月2日、5日
 - ・旅 先 黒石市
- オ 茶話やかサロン開催事業（市受託）
- 町内会等が茶話会やレクリエーション活動を実施する際に、60歳以上の高齢者を対象にその活動及び開催に係る費用を支援する。
- ・実施期間 各会場 毎月1回
 - ・会 場 13か所
- カ ふれあい交流会事業（一般）
- むつ地区で65歳以上の一人暮らし高齢者及び一人暮らし障がい者の方を対象に、孤独感の解消、ひきこもりの防止を図るため各町内会で開催する交流会や配食活動に、費用の一部を助成する。
- ・通 年
- キ むつ市敬老委託業務（市受託）

77歳以上の方を対象に、長寿を祝い、これまでの労をねぎらうとともに、福祉の増進を図るため、むつ市敬老会の開催等を行う。

- ・実施期間 9月～10月
- ・会場 市内6会場

ク 地域介護予防活動支援事業（市受託）

高齢者を対象に介護予防を目的とした活動を定期的実施している団体に支援を行う。

- ・通年

ケ 生活支援体制整備事業（市受託）

日常生活上の支援が必要な高齢者に対する生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築する。

- ・通年

(3) 障がい者福祉事業の充実

ア ふれあいクリスマス会の開催（共募助成・一般）

在宅で暮らす障がい者とボランティアが共にクリスマスのひとときを過ごし、相互の親睦と交流及びボランティア活動の提供とボランティアの育成を図るため開催する。

- ・実施期間 12月12日
- ・会場 プラザホテルむつ

イ ニュースポーツ体験会の開催（共募助成・県社協助成・一般）

障がい児者とボランティアが集い、レクリエーション協会の指導によるニュースポーツ体験を通じて互いに交流を図り、社会参加の促進及びバリアフリー意識の高揚を図る。

- ・実施期間 7月4日、8月29日
- ・会場 むつ市下北自然の家、むつマエダアリーナ

(4) 福祉教育活動の充実

ア 第52回むつ市福祉作文コンクールの開催（共募助成・地域社協助成・一般）

むつ市下北管内の小中学生を対象に、福祉作文を通じて次代を担う子供たちの人間性豊かな心の成長を図るため開催する。

- ・実施期間 2月5日
- ・会場 むつ市中央公民館

3. ボランティア活動の振興

(1) むつ市ボランティア・市民活動センターの充実

むつ市ボランティア・市民活動センターの機能の充実を図るとともに、市民のボランティア活動に対する理解と関心を深め、ボランティアの育成及び活動の援助を行い、ボランティア活動の効果的な推進と地域福祉の向上を図る。

ア ボランティアの相談、登録、斡旋、連絡調整（市受託）

- ・通 年
- イ ボランティア研修会の開催（市受託）
- ウ ボランティア活動保険加入促進と助成（市受託）
 - ・通 年
- エ 除雪ボランティア派遣（市受託）
 - ・1月～3月
- オ 通いの場（市受託）
 - ・通 年
- カ 残灰移送供養会（一般）
- キ 無縁仏供養会（一般）
- ク 災害見舞金の支給（一般）
 - ・通 年
- ケ 車いす無料貸出
 - ・通 年
- コ 寄託物品の払出
 - ・通 年
- サ 不要入れ歯回収ボックスの設置と維持管理
 - ・通 年
- (2) 災害時被災者支援ネットワークの構築（市受託）
 - ア 関係機関との災害時におけるボランティア活動に関する協力体制の確立
 - ・通 年
 - イ 災害ボランティアセンターの設置訓練
 - ・むつ市総合防災訓練時
- (3) 児童・生徒等の福祉意識の高揚とボランティア活動への積極的な参加促進（市受託）
 - ア 小中学校福祉体験出前講座
 - イ ボランティア活動推進校事業

4. 生活支援活動の推進

- (1) 生活支援事業の充実
 - ア むつ市外出支援サービス事業（市受託）

高齢者及び身体障がい者など下肢が不自由で一般の交通機関を利用することが困難な方を福祉輸送車両により送迎する。

 - ・通 年
- (2) 相談支援事業の充実
 - ア 心配ごと相談所事業（共募助成）

心配ごと相談所の効率的かつ効果的な運営に努め、悩みや心配ごとを抱える人々が気軽に相談できるようにする。また、多岐にわたる相談内容に対処するため相談員の研修を行い、誠意をもって問題解決に当たる。

- ・実施期間 毎週月曜日（休日の場合は翌日）
 - ・場 所 むつ市社会福祉協議会心配ごと相談室
- イ 結婚相談所事業（共募助成）
- 結婚相談所は、結婚を希望する方の登録、紹介、相談、出会いの場づくりを推進することにより市民福祉の増進に努める。
- ・実施期間 毎週月曜日（休日の場合は翌日）
 - ・場 所 むつ市社会福祉協議会心配ごと相談室
- ウ 社会貢献活動事業（青森しあわせネットワーク：県社協）
- 青森県内の社会福祉法人が連携し、既存の制度やサービスでは対応できない課題に迅速に対応するために、支援が必要な人を早期に把握し、具体的な解決を図ることにより、社会福祉法人の使命を積極的に果たす。
- ・通 年
- (3) 権利擁護事業の推進
- ア 日常生活自立支援事業（県社協受託）
- 高齢や障がいにより、日常の生活に不安のある方を対象に、地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助を中心に、日常的な金銭管理や重要書類等の預かり・保管などの支援を行う。
- ・通 年
- イ 成年後見制度監督業務（一般）
- 認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力に不十分な方々に付された成年後見人等のうち市民後見人が行う後見事務等を監督し、その適正を図る。
- ・通 年
- (4) ひきこもり対策支援事業の推進
- ア ひきこもりサポーター養成事業の推進（市受託）
- 切 ひきこもりサポーター養成事業
- ひきこもりの状態にある本人や家族等に対するボランティア支援に関心のある方を対象に、ひきこもりに関する基本的な知識について学ぶ。
- ・実施期間 11月
 - ・会 場 中央公民館
- イ ひきこもりサポート事業の推進（市受託）
- 切 ひきこもり相談窓口の設置
- ひきこもりに対する相談窓口を設置し、相談員を配置する。
- ・通 年
- 若 ひきこもり当事者の居場所づくり
- ・名 称 ひきこもり当事者の集い「ふらっとほーむ」
 - ・実施期間 毎月2回
 - ・場 所 むつ市海老川コミュニティセンター
- 麗 ひきこもり家族の居場所づくり

- ・名 称 ひきこもり家族の集い「ほっとすぺーす」
- ・実施期間 毎月1回
- ・場 所 むつ市海老川コミュニティセンター

(5) 各種貸付事業の有効利用

ア 生活福祉資金貸付事業（県社協受託）

低所得世帯や障がい者世帯等に対し、その生活の維持に必要な資金の貸付を行い、世帯の更生を図ることを目的とする。

- ・通 年

イ 助け合い資金貸付事業（一般）

低所得世帯等の一時的な資金不足に対し貸し付けを行うとともに必要な援助指導を行う。

- ・通 年

5. 共同募金運動への協力

共同募金運動に協力し、これらの助成金を原資とした共同募金助成事業、NHK歳末たすけあい寄付金助成事業の実施により地域住民に還元する。

- (1) 共同募金助成事業の推進
- (2) NHK歳末たすけあい募金助成事業の実施

6. 介護事業の経営

介護保険制度、障害者総合支援制度における指定訪問介護サービス事業者及び指定居宅介護支援等事業者として、「むつ市ホームヘルプステーション」において、本会の地域福祉サービス部門等との連携のもと利用者のニーズに応じた複合的な福祉サービスの提供に努め、利用者を拡充し安定的な事業運営を図る。

(1) 訪問介護事業の実施

介護サービスの利用が必要な高齢者等が、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な介護等を行う。

ア 訪問介護事業

イ 障害福祉サービス事業

ウ 軽度生活援助ホームヘルプサービス事業

エ 介護サービス（保険外）事業

(2) 居宅介護支援事業の実施

高齢者等が要介護状態等となった場合に、必要な介護サービスを利用するにあたり、利用に係る計画の作成及び相談支援を行う。

ア 居宅介護支援事業

イ 介護予防支援事業

(3) 介護事業職員の資質向上

県内で開催される各研修会へ参加し、介護職員としての資質向上に努める。

・通 年

(4) 事業の積極的なPR

社協だよりやホームページで事業を紹介するほか、各種イベント等へ相談窓口を設ける等積極的なPR活動を行い、利用者の増員を図り、安定した事業の経営を目指す。

・通 年

7. 保育事業の経営

近川保育園を経営し、仕事と育児の両立をしている人々の子育てを支援し、安心して子育てができる環境の整備と社会連帯による子どもの健全育成の推進に努める。

(1) 保育目標

心身ともに たくましく よく遊ぶ子ども

(2) 世代間交流事業の実施

老人クラブ「近川青葉会」や福祉施設「釜臥荘」、「桜木園」との交流を通して相手への思いやりの気持ちを育てる。

・実施期間 5月～11月

・会 場 近川保育園及び各施設

(3) 異年齢児交流事業の実施

むつ養護学校や奥内小学校・近川中学校との交流を通して、思いやり・約束を守る心を育てる。

・実施期間 9月～10月

・会 場 近川保育園及び各校体育館

(4) 経営基盤の強化

社協だよりやホームページ等により積極的なPR活動を行い、入所園児の増員を図り、安定した保育園の経営を目指す。

・通 年

8. 法人運営基盤の強化

(1) 法人運営及び組織体制（一般）

社会福祉法人の適切な運営を図るため、制度に基づいた理事会、評議員会等を開催するとともに、本会の合理的な運営及び事務事業の推進を図るため、部会及び委員会を開催する。

ア 理事会 随時（6月、3月、他）

イ 評議員会 随時（6月、3月、他）

ウ 監事会（監査会） 4回（5月、8月、11月、2月）

エ 部会及び委員会

切 総務部会 3回（5月、9月、2月）

若 生活福祉部会 随時

麗 心配ごと相談所委員会 随時

つ 生活福祉資金・助け合い資金貸付調査委員会

随時（2月、他）

オ ボランティア・市民活動センター運営委員会

随時

カ 評議員選任・解任委員会 随時

キ 苦情解決第三者委員会 随時

(2) 会員加入の促進と会費の増収

社協の存在意義、事業内容を説明し、その必要性を広く市民に周知し、理解を求め、普通（世帯）会費の増額や賛助会員の加入を促進し、更なる財源基盤の充実を図る。

(3) 役職員研修等への参加（一般）

今後の社協活動を充実させるため、また、職員のスキルアップや資質向上を目指し、県内等で開催される各研修会に参加する。